

納税者の権利を学び合い堂々と主張。税務調査では認かちとる・女池支部-

10月に女池支部のAさん（電気工事）に対し税務調査が行われました。税務署からの電話を受けたAさんの奥さんは、民商事務所へすぐに連絡し、Aさんと奥さん、支部役員の和合さんと事務局員で4回にわたり打ち合わせを重ねました。打ち合わせでは自主計算パンフレットや県連役員学習交流会での浦野広明税理士の講演レジュメを使って、納税者の権利を確認し合いました。

当日は和合婦人部長と事務局員の立会いのもとで調査に臨みました。Aさんは事前通知で曖昧だった調査理由について「眞面目に商売し申告もしているのに、なぜ私たちに調査なのか」と問い合わせ、奥さんも税務署から「非違は認められず調査は終了します。後日」更正決定等をすべきと認められない旨の通知書“を郵送します。”との連絡を受け、無事は認を勝ち取ることとなりました。Aさん夫妻は、「経理・申告については確かに自負しているが、税務調査はやはり精神的にとてもストレス。日頃から近しい役員らに立会ってもらいたかった」と、胸を撫で下ろしています。

税務署では新型コロナ対応がある程度取りつつある様で、税務調査数が増え始めています。まず”事前通知チエックリスト”を準備し、自主計算ノートを確認しておきましょう。



県新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金

3年間無利子の県制度融資を受けて、なお売上減少が続いている業者に対し、4年目の利子分を給付する制度です。申請書類は銀行で入手でき、受付期間は令和2年11月2日～令和3年2月19日までです。

要件

- ① 県制度融資を受けている事
 - ② 直近2ヶ月の売上が前年同月比で各月30%減少していること
- ※ 令和2年3月以前に開業した場合は「開業月～3月」の平均売上と比較、令和2年4月以降に開業した場合は「開業月の翌月～申請直近月」の平均売上と比較

給付額

県制度融資の借入4年目の利子相当額

消費税減税で地域を元気にしよう！

消費税各界連絡会昼夜み宣伝行動



10月29日に中央区古町NEXTにて、新潟民商も参加する「消費税各界連絡会(各界連絡会)」は、消費税税率を10%から5%へ引き下げの署名宣伝行動を行い、9団体19名が参加しました。

各団体の代表がマイクを持ち署名への協力を訴えるなか、署名用紙とポケットティッシュを袋に入れて配布してアピール。この袋には返信用の封筒を添えてあります。

街を歩く人たちへシール投票を呼び掛け、投票した人からは税率を下げて欲しいという声が多く集まりました。

日程	拡大統一行動旬間	11月1日～15日
SWOT分析講座	全商定期総会	11月15日(日)
2020年11月9日	11月29日(日)	

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話(243)0141

2020年11月9日

新潟民商では30日に第2回常任理事会を開催しました。報告の中で新潟市は国保の「口ナ減免申請数は政令指定都市の中でもワースト3」。

民商が運動してきた魅力アップ事業やリノバーム助成事業も廃止の方向へ向かっています。

細山副会長から「11月15日に全商連大会があります。要望・交渉では組織の大きさが発言力となる。給付金を切り口に会外に民商PRしてほしい」と訴えがありました。

討論では各支部の集会・訪問の様子が六八流され、「亀田支部は5つの班の役員を軸に訪問。話

す機会の重要性、対話が必要だと感じた」「山潟支部は元会員・元読者名簿を参考に拡大。

積極的な人に声掛けをする」「松浜支部は班会・ランチ会・若手の会などで繋がりを強めている」など支部活動の報告がされました。

閉会のあいさつで野上会長からは「業者として希望をもっていけるよう、会員の気持ちを汲み取り、人に紹介したくなる民商にしていく」と締めくくりました。

給付金のその後どうですか?~しもまち支部~

10月23日、しもまち支部では渡辺文男副会長を先頭に会内外の業者訪問を行いました。

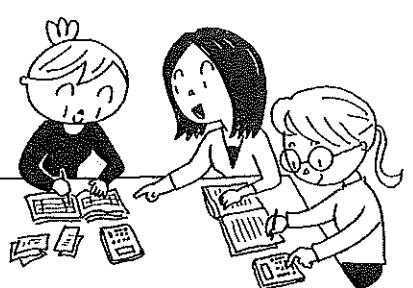
持続化給付金をゲットした氷屋さんは「イベントの減少で7・8月はダメだったが、なんとかつなげている。スナックは常連さんがいるような小さな所は徐々に戻ってきてるようだ」と話し、療術業の方は「同業種組合で給付金の学習会を行う」と意欲満々。読者の喫茶店の方は「花魁スタジオは影響を受けたが喫茶はまずまず。地元の豆腐屋の豆乳を使ったケーキを販売し、この週末は芋煮会イベントをやる」と営業努力を話してくれました。その他に今度役員会で借りる新しい飲食店も訪問しました。

みんなが先生、みんなが生徒で楽しく学ぶ 毎回大形支部記帳会

「自信を持って決算・申告がしたい」との声から始めた大形支部の記帳会。2年目に突入し会場も新商連会館へと変わりました。「月1回では間に合わない」と10月からは月2回開催しています。

記帳初心者の参加が多いことから、時間がある時は前半に簿記の豆知識講座なども行っています。7日は複式簿記の仕訳について学習。実際の給料計算などの例などを使って学び合いました。

27日の記帳会では20代の参加者が、初めてのパソコン記帳に挑むことに。普通預金の入力からスタートしたもの、どの経費がどの勘定科目になるのかで手が止まってしまいます。そこで大活躍したのは長崎誠青年部長。勘定科目の一覧表と一緒に眺め、一緒に考えるスタイルですめて、何とか預金の入力を終えることが出来ました。



2020年分確定申告より基礎控除が変わります

2019年まで基礎控除38万円でしたが2020年分の確定申告より48万円(所得金額2400万円以下)に変わります。給与所得者のみの親族が扶養親族に該当するかを判断する基準がこれまでどおりです。これは給与所得控除が10万円下がっているため、下記の通りになります。

$$103\text{万円} - 65\text{万円} (\text{給与所得控除}) = 38\text{万円} (\text{2019年まで})$$
$$103\text{万円} - 55\text{万円} (\text{給与所得控除}) = 48\text{万円} (\text{2020年より})$$

他に未婚のひとり親の控除など寡婦(寡夫)控除の見直しがあります。各支部で学習会を開催しますので、みなさんぜひ参加をお願いします。